

令和元年6月10日現在

機関番号：32675

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07153

研究課題名（和文）障害者施策に関する日本とメコン地域諸国間の比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study on Disability Policies in Japan and Mekong Countries

研究代表者

佐野 竜平（SANO, Ryuhei）

法政大学・現代福祉学部・准教授

研究者番号：90805342

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,200,000円

研究成果の概要（和文）：障害者関連施策の進捗状況に関するメコン地域諸国の比較研究であることから、関心を示す現地の研究者との連携が深まる取り組みとなった。日本の近隣国で関係の深化が期待されるメコン地域諸国であり、今後の比較研究の土台となるデータ・情報を入手することができた。なお、本調査結果の一部は、3つの大学・障害者団体による研究誌・ジャーナル、7つのメコン地域諸国内の大学・団体による学会、4つの海外の障害者施策に関心を寄せる社会福祉法人による研究会等で発表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の特徴は、近年制定・実施されたメコン地域諸国の障害者関連諸施策の比較に焦点を当てることにある。まだ内容が新しく日本では研究が進んでいないため、比較可能で明らかにすべき内容を整理することができた。また、障害当事者で国レベルで活発に活動しているキーパーソン、政府の政策担当者および大学関係者を巻き込んだトピックの研究に関する人的ネットワークを構築することができた。なお、現地の大学を拠点に作成している東南アジアの人権に関するテキストブックの共著者の一人として、本研究結果の一部を紹介（英語版）することになっている。

研究成果の概要（英文）：The focus of this research was to compare the progress of disability-related policies in the Mekong Sub-region. As a result, the human network among researchers on the mentioned topic was developed. Moreover, essential information and data for comparative study in the future has been obtained. Furthermore, the outcome of this research has included in the publication of 3 journals on disability, 7 conference/seminar/workshop by foreign universities and organizations related to disability, and 4 study sessions by social welfare corporations and other stakeholders in Japan.

研究分野：社会福祉

キーワード：社会福祉 障害と開発 国際協力 外国人介護労働者

1. 研究開始当初の背景

- (1) 障害者が障害のない人と同じように生活していこうという「ノーマライゼーション」など、欧米型の個人を強調した考え方が導入されたのが 20 世紀の日本の社会福祉分野である。今も北欧など欧米諸国から諸施策を学ぶという発想が主流である。実際、米国ではすでに 1990 年に「障害を持つアメリカ人法」が成立するなど、日本よりも実際のニーズに合った障害者関連施策が整備されていた。
- (2) 2006 年に国連・障害者権利条約が採択された際、欧州の主要国は直ちに批准し、実態に照らした法制度や関連諸施策を進めていった。一方で、日本は実態に照らした批准を試みたため、諸外国に比べて批准が遅れることとなった。メコン地域諸国においても、2000 年代後半から批准が始まり、本研究が始まる直前に全加盟国が批准を終えていた。
- (3) 2015 年末のアセアン共同体発足直後段階において、どの分野においてもデータ一覧化は、今後の日本およびメコン地域諸国を含むアセアン加盟国のパートナーシップ強化や施策のすり合わせのために必要とされている。本研究の前において、障害者関連施策に関するメコン地域諸国の基礎データが点在しており、整理することが有効であると推察されていた。
- (4) 障害に関連するメコン地域諸国内の政府担当機関は複数ある場合があり、様々な情報が入り混じっていた。そこで、漠然としたアンケート調査としてではなく、実務レベルかつ実践的で生産的な内容把握をできる人的ネットワークの構築も視野に入れて研究を進めることになった。

2. 研究の目的

- (1) メコン地域諸国を中心に東南アジアにおいて障害者を取り巻く状況は大きく変化してきている。近年飛躍的に発展している東南アジアにおいて、経済発展が優先され、社会問題の解決が後回しにされがちな傾向がよく見受けられた。タイを除くメコン地域諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびベトナム、以下 CLMV）の状況を見てみると、その動きは顕著だった。
- (2) 申請者の研究によると、CLMV では過去 10 年の間に障害者関連施策が新たに制定・実施された。また、付随する形で障害当事者・家族団体が次々と設立されている。言い換えれば、関連諸施策が新しく制定されている一方で、言語の壁もあり、情報が極めて限定的であった。
- (3) それでも日本およびメコン地域諸国における同テーマの比較研究がこれまで行われてはいない原因の一つとして、同地域諸国の関連諸施策が概して遅れているという先入観にあると考えられた。社会福祉の現場への外国人受け入れの拡大に向けた動きが本格化している現在の日本にあって、ベトナム等メコン地域諸国から人材が派遣される可能性があるにも関わらず、関連施策は遅れているという受け止め方に疑念を持ち、本研究を進めることで日本とメコン地域諸国の違いを明らかにすることにした。

3. 研究の方法

- (1) 本研究は 2 年間で行うものとした。アセアン共同体発足後の 2016 年あるいは 2017 年の傾向を見ていると、アセアン諸国の政府間会議は年内後半に集中することが予想された。そこで、本調査のうち面接調査を当初全て最初の 1 年で終えようとした。しかし、先方との面接時間の確保等で時間を取り、結果として 2 年かけてインタビューを終えることになった。
- (2) 調査手法は個別面接調査法によって進めた。アセアン加盟国内の社会福祉担当省実務担当者会議（SOMSWD）に参加するメコン地域諸国の政府実務担当者を対象として申請者が面接し、事前に作成された調査票のとおり質問して、その回答を申請者が調査票に記入する方法を採用した。

- (3) 実際、申請者はメコン地域諸国の政府関係者および障害当事者・家族団体について精通しており、聞き取り調査の土台は整っていた。英語の通じない障害当事者・団体とのやり取りも想定されたが、英語と現地語で協力を仰ぐことのできる潜在協力者を複数名リスト化しておくことで、突然の調査内容や日程に関する変更にも対応できるようにした。
- (4) 日本政府による関連施策との比較研究については、政府関係者や主要な業界団体のリーダーとの意見交換を通じて、要点を絞ることができた。こうしたネットワークの活用は、日本とメコン地域諸国間で国際協力に焦点を当てる研究者、他の政府機関あるいは国際 NGO 等にタイムリーな協力を仰ぐ際に大変有用だった。

4. 研究成果

- (1) 本研究の特徴は、近年制定・実施されたメコン地域諸国の障害者関連諸施策の比較に焦点を当てることにあった。まだ内容が新しく日本では研究が進んでいないため、比較可能で明らかにすべき内容を整理することができた。日本の近隣国で関係の深化が期待されるメコン地域諸国であり、今後の比較研究の土台となるデータ・情報を入手することができた。
- (2) 障害当事者で国レベルで活発に活動しているキーパーソン、政府の政策担当者および大学関係者を巻き込んだ同トピックの研究に関する人的ネットワークを構築することができた。
- (3) 本調査結果の一部は、複数の大学や障害者団体による研究誌・ジャーナル、メコン地域諸国に拠点を持つ複数の大学・団体による学会や海外の障害者施策に関心を寄せる社会福祉法人による研究会等で発表した。具体的には、国内外で広く共有するため、下記の3つの雑誌論文および11の学会・セミナー・ワークショップ等(内、国際発表7)である。
- (4) 現地の大学を拠点に作成している東南アジアの人権に関するテキストブックの共著者の一人として、2019年内に本研究結果の一部(英語版)を紹介することになっている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

- (1) Ryuhei Sano, Social Policies Related to Disability and Employment in Thailand, 27-35 頁、現代福祉研究(19)、査読無、法政大学現代福祉学部、2019年3月
- (2) 佐野竜平、カンボジアにおける地域に根付いたインクルーシブ開発の新しい取り組み, 6-7 頁、すべての人の社会(460)、査読無、日本障害者協議会、2018年9月
- (3) Ryuhei Sano, A Study on Latest Public Policies on Disability and Development in Thailand, 45-56 頁、現代福祉研究(18)、査読無、法政大学現代福祉学部、2018年3月

〔学会発表〕(計 11 件)

- (1) Ryuhei Sano, Core Foreign Human Resource Development Process, Seminar on Foreign Care Workers, Department of Japanese Language, Hue University of Foreign Languages, Vietnam, September 2018
- (2) Ryuhei Sano, Community Based Inclusive Development II, Seminar on Youth Development and Inclusion II, Department of Social Work, Hue University of Science, Vietnam, August 2018
- (3) Ryuhei Sano, Guiding Principles on Business and Human Rights of Persons with Disabilities, Study Forum on Human Rights and Peace Studies, Institute of Human Rights and Peace Studies, Mahidol University, Thailand, August 2018
- (4) Ryuhei Sano, Status of Implementation of Measures for Persons with Disabilities by the Government of Japan, Exchange Program on Policies related to Disability and Development, Ministry of Culture, Youth and Sports, Brunei, June 2018

- (5) Ryuhei Sano, Community Based Inclusive Education, Workshop on Inclusive Education, Hope of Hands Community, Cambodia, May 2018
- (6) 佐野竜平、アジアにおける現場実践の学びから -グローバルなソーシャルワーク実践講座- 日本ソーシャルワーク教育学校連盟、2018年3月
- (7) 佐野竜平、アジアの障害者と人材確保、社会福祉法人ゆたか福祉会研究会、2017年12月
- (8) Ryuhei Sano, Community Based Inclusive Development I, Seminar on Youth Development and Inclusion I, Department of Social Work, Hue University of Science, Vietnam, October 2017
- (9) Ryuhei Sano, Application of Learning International Perspectives on Human Rights, Study Forum on Human Rights and Peace Studies, Institute of Human Rights and Peace Studies, Mahidol University, Thailand, August 2017
- (10) 佐野竜平、ASEAN 諸国の障害者を取り巻く状況について、平成 29 年度全国社会福祉協議会 全国社会就労センター総合研究大会、2017年7月
- (11) 佐野竜平、東南アジア（アセアン）地域における国際協力・開発を考える、法政大学現代福祉学部 Well being 研究会、2017年6月

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。